



糸島市地域おこし協力隊 希望者向けQ & A



令和元年 10月1日

Q1 ■地域おこし協力隊とは？

「都会を離れて地方で生活したい」「地域社会に貢献したい」「人とのつながりを大切に生きていきたい」「自然と共存したい」「自分の手で作物を育ててみたい」などなど……。いま、都市に住む人たちが様々な理由で豊かな自然環境や歴史、文化などに恵まれた「地方」に注目しています。

地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化などに悩む地方自治体が都市住民を受け入れて委嘱。農林漁業の応援や住民の生活支援などの「地域協力活動」に従事してもらい、あわせてその地域への定住・定着を図りながら、地域の充実・強化を目指す総務省の取り組みです。（地域おこし協力隊について参照）

Q2 ■どうやったらなれるの？

まず、糸島市地域おこし協力隊の募集要項を確認してください。（糸島市ホームページ参照）

お申し込みの後、選考（書類選考、面接等）の結果、採用が決定します。その後、糸島市長からの委嘱状交付により委嘱を受け、現住所から糸島市に住民票を異動し、地域おこし協力隊としての活動が開始します。

Q3 ■地域要件とは？

糸島市地域おこし協力隊になるには、現在住んでいる地域（転出地）から、隊員として赴く糸島市（転入地）に必ず住民票を移す必要があります。この転出地と転入地には次頁の原則Ⅰ～Ⅲの条件があります。

応募前に、自分の転出地と転入地が原則Ⅰ～Ⅲの条件に合っているかどうかを確認してください。条件に合っていることを確認したうえで、応募してください。

詳しくは「JOIN地域おこし協力隊」ホームページから下記のPDFをご参照ください。

- » 「地域おこし協力隊員の地域要件について」
- » 特別交付税措置に係る地域要件確認表（地域要件の詳細・具体的な市区町村の区分）



原則 I ■ 転出地が都市圏、転入地が地方の場合

対象の転出地		対象の転入地	
都市圏	<ul style="list-style-type: none"> 3大都市圏内の都市地域 (下図1:A) 政令指定都市※注1 (下図1:EFGH) 3大都市圏内の一部条件不利地域 (下図1:Cの一部) ※注2 	地方部	<ul style="list-style-type: none"> 3大都市圏外のすべての市町村 (下図1:BD) 3大都市圏内の条件不利地域 (下図1:C)

原則 II ■ 転入地が条件不利地域の場合 (今回の募集には該当しません)

対象の転出地		対象の転入地	
	<ul style="list-style-type: none"> 3大都市圏内の都市地域 政令指定都市※注1 3大都市圏内の一部条件不利地域 ※注2 3大都市圏外の都市地域 (下図1:B) 3大都市圏外の一部条件不利地域 ※注3 (下図1:Dの一部) 		<ul style="list-style-type: none"> 3大都市圏の内外を問わず条件不利地域※注4 (下図1:CD)

原則 III ■ 隊員経験者が他の地域で地域協力活動をする場合※注5

対象の転出地		対象の転入地	
	<ul style="list-style-type: none"> 一定期間 (2年以上) の隊員経験かつ、解嘱から1年以内の者※注6 (下図1:BCD) 		<ul style="list-style-type: none"> 3大都市圏外のすべての市町村 (下図1:BD) 3大都市圏内の条件不利地域 (下図1:C)

図1

	3大都市圏内	3大都市圏外
都市地域	A	B
条件不利地域	C	D

◆ 図中、点線圏内は政令指定都市を指す。

E: さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市

F: 札幌市、熊本市 G: 京都市、相模原市

H: 仙台市、新潟市、静岡市、浜松市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市



◆ 「3大都市圏」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部とする。

◆ 「条件不利地域」とは、次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村とし、「都市地域」とは、これに該当しない市町村とする。

【①過疎地域自立促進特別措置法 (みなし過疎、一部過疎を含む)、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法、⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法】

◆ 都道府県分については、原則 I 及び原則 II、原則 III を準用して各隊員の住民票の異動を把握することで、特別交付税措置の対象範囲を判断する。

◆ 原則 III は、原則 I 及び原則 II と同様、同一市町村内において移動した者や、委嘱を受ける前に既に当該地域に定住・定着している者 (既に住民票の移動が行われている者等) については、対象外。

◆ 「条件不利地域」のうち、過疎地域に該当する市町村 (一部過疎を除く)、⑤から⑦の対象地域・指定地域に該当する市町村、その区域の全域が振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域に該当する市町村を「全部条件不利地域」と、全部条件不利地域以外の市町村を「一部条件不利地域」とする。

◆ 「一部条件不利地域」のうち、過疎地域とみなされる区域、振興山村、離島振興対策実施地域又は半島振興対策実施地域を「条件不利区域」とする。

注1: 隊員の転出地が、条件不利地域指定を受けている政令指定都市 (G・H) であった場合は従前の取扱いと同様。
⇒ 特別交付税措置の対象は、原則として、隊員の転出地が条件不利地域指定の対象区域 (例: 一部過疎市町村の一部過疎区域、離島市町村の離島区域) 外であった場合に限るものとする

注2: 隊員の転出地が、3大都市圏内の一部条件不利地域 (C) のうち条件不利区域以外の区域であった場合、新たに特別交付税措置の対象

注3: 隊員の転出地が、3大都市圏外の一部条件不利地域 (D) のうち条件不利区域以外の区域であった場合、新たに特別交付税措置の対象

注4: 隊員の転出地が、原則 II のうち3大都市圏外の都市地域又は3大都市圏外の一部条件不利地域 (D) のうち条件不利区域以外の区域であった場合。

注5: 隊員経験者が他の地域で地域協力活動する場合。
⇒ 「総務省通知「地域おこし協力隊推進要綱」 (平成21年3月31日付け総行応第38号) に基づき、「地域おこし協力隊」事業に取り組む場合に限るものとする

注6: これまでに隊員として、2年以上の経験があり、かつ、解嘱から1年以内であった場合
⇒ 特別交付税措置の対象として、原則として、転入地の地方自治体は、隊員がこれまで一定期間 (2年以上) 地域おこし協力隊として活動し、かつ、解嘱から1年以内であることを確認できた場合に限るものとする

Q4 ■ その他応募に必要な要件は？

地域おこし協力隊員には、次の項目をおおむね満たす人が望ましいです。

- 心身ともに健康で、情熱を持って誠実に活動を行うことができる人
- 地域活性化に意欲があり、行政や地域住民とのコミュニケーションが取れる人
- 地域の祭りや行事など、地域活動に積極的に参加できる人
- 普通自動車運転免許を取得している人
- WordやExcelのほか、SNSやWEBサイト、ブログ等による情報発信ができる人
- マーケティング、事業計画の作成等の自己の能力向上に努める人
- 活動期間終了後も糸島市に定住する意欲のある人
- 市の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる人
- 地方公務員法第16条の欠格事項に該当しない人
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でない人
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない人

Q5 ■ 活動期間は？

地域おこし協力隊員の着任日は、それぞれの募集要項の内容によります。

なお、次年度以降の任用については委嘱期間を1年間更新することができ、最長3年間の延期ができるものとします。

Q6 ■ 雇用関係は？

糸島市地域おこし協力隊員として、糸島市長が委嘱します。糸島市嘱託員の設置に関する規則に基づく雇用となり、兼業も可能です（活動内容により、市と要相談）。



**非常勤嘱託職員としての
雇用になります**

Q7 ■ 給料は？

報償として月額166,600円を翌月に支払います。その他、賞与、時間外手当、退職手当等はありません。

Q8 ■ 保険は？

健康保険や厚生年金保険、雇用保険に加入していただきます。そのため、社会保険料の自己負担分は、給与天引きとなります。

Q9 ■勤務時間は？

原則、午前9時から午後5時15分まで（うち、休憩1時間）、1週間につき週4日勤務（29時間以内）を基本としますが、始業時間・終業時間及び休日（土・日、祝日などの）勤務については、委嘱される活動分野により異なります。

Q10 ■勤務場所は？

委嘱を受ける活動分野によって、活動する地域や勤務する事務所が異なります。

Q11 ■活動経費や活動に必要な車両やパソコンは？

地域おこし協力隊の活動として認められる消耗品や作業道具、研修等の実費旅費等は市が負担します。

また、活動に必要な備品等（パソコン等）は貸与します。また活動に要する経費（通信費・燃料費等）は、市が予算の範囲内でその一部を補助します。

Q12 ■生活するための住居は？

活動期間中に生活する住居は、糸島市の地域内の物件を市が斡旋します。また、その家賃や光熱水費は、市が予算の範囲内でその一部を負担します。ただし、上記以外の引っ越し費用などは個人負担になります。

Q13 ■活動の前に詳しい話を聞きたい

活動の詳細など不明な点や質問については、下記の担当まで電話やメールにてお問い合わせください。

Q14 ■活動の前に地域を知りたい

活動分野によって内容が異なりますので、あらかじめご了承ください。



問
い
合
わ
せ

糸島市 企画部

秘書広報課 ブランド推進係 担当：岡、岩田

Tel: 092-332-2079 / Fax: 092-324-0239

Mail: hishokoho@city.itoshima.lg.jp